

身体的拘束最小化についてのお知らせ

当院では、原則として患者様の生命又は身体を保護のため、緊急時ややむを得ない場合を除き、身体拘束最小化に関する指針に基づいて、身体拘束及びその他の行動制限を行わないようにしています。

身体的拘束を最小化のために実施している取組の実施状況

1. 身体拘束最小化委員会の設置

身体拘束最小化委員会を設置し、医師、薬剤師、看護師、セラピストで、月1回の定期開催を致します。ただし、必要時には、随時開催致します。

2. 身体拘束を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことを取り組みます。

- ・ 患者様の尊厳ある入院実現に努めます。
- ・ 言葉や対応等で、患者様の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・ 患者様の思いを汲み取り多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・ 患者様の安全を確保する視点から、患者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ・ 安易な判断で拘束に準ずる行為を行っていないか検討を行います。

実施率の推移

身体拘束実施率	4F	6F
①当該入院料の延べ算定日数	3422日	3003日
②うち、身体的拘束の実施日数	0日	0日
③身体的拘束の実施割合(②/①)	0%	0%

2026年6月1日

身体拘束最小化に関する指針	文書番号	規約－抑制－002
	承認日	260521

1. 身体拘束最小化に関する考え方

身体拘束は、患者の行動を制限することであり、患者の尊厳を阻むものです。当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し、身体拘束最小化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

《身体拘束最小化の規定》

(1) 治療に対し患者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の患者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないことが原則です。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、医師の指示のもと、本人又は家族の同意を得て、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

【切迫性】 生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

【非代替性】 身体抑制などの行動制限を行う以外他の方法が見つからない。

【一時性】 身体抑制やその他の行動制限が一時的である。

2. 身体拘束最小化に向けた基本方針

(1) 身体拘束原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体抑制を行う場合は当該病棟で検討を行い、身体抑制による心身の損害よりも抑制をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

また身体抑制を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早急に抑制を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組みます

- ・患者の尊厳ある入院実現に努めます。
- ・言葉や対応等で、入院患者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・患者の思いを汲み取り多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・患者の安全を確保する視点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、当該病棟において検討します。
- ・安易な判断で拘束に準ずる行為を行っていないか検討を行います。

<h1 style="margin: 0;">身体拘束最小化に関する指針</h1>	文書番号	規約－抑制－002
	承認日	260521

3. 身体拘束最小化に向けた体制

(1) 身体拘束最小化委員会の設置

当院では、身体抑制廃止に向けて身体拘束最小化委員会を設置します。

①設置目的

- ・院内での身体拘束最小化に向けての現状把握、及び改善について検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束をした場合の解除の検討
- ・身体拘束最小化に関する職員全体への啓蒙、指導

②身体拘束最小化委員会の構成員

医師、看護職員、セラピスト、薬剤師

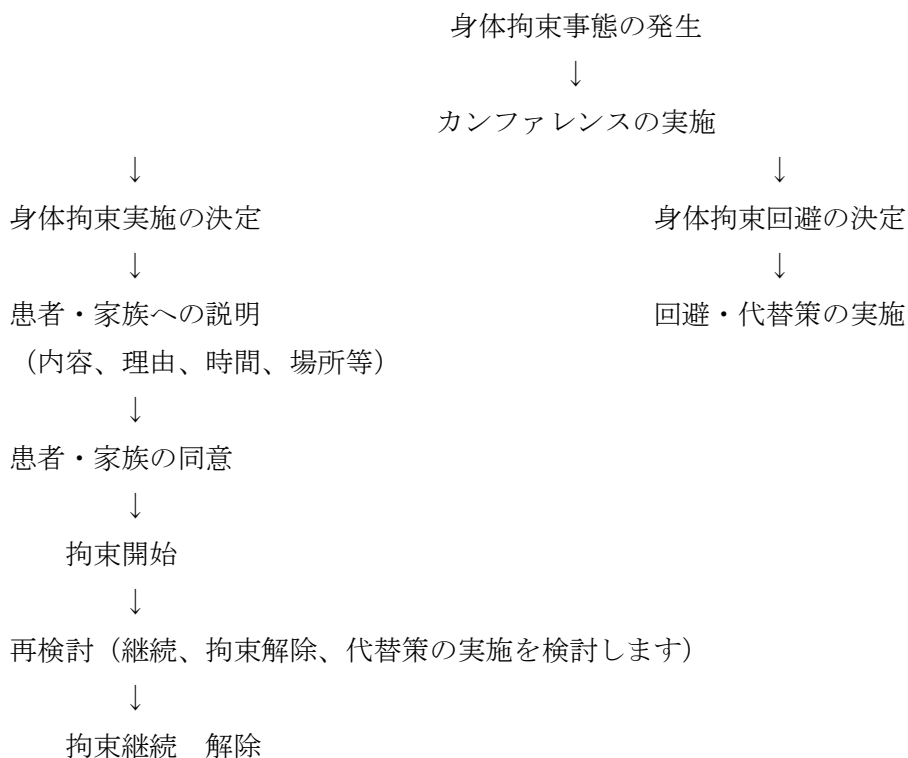
この委員会の責任者は医師とします

③身体拘束最小化委員会の開催

月1回定期開催する。ただし、必要時は随時開催する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

当院において身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。



<h1 style="margin: 0;">身体拘束最小化に関する指針</h1>	文書番号	規約－抑制－002
	承認日	260521

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況の可能性があれば、当該病棟にて拘束による患者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクについて検討する。また、3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たしているか慎重に判断しその理由について検討、確認をする。

(2) 患者・家族等に対する説明と同意

- ①身体拘束の内容・目的・理由・拘束期間・時間帯・場所等を説明し十分な理解が得られるように努めます。
- ②記録と再検討
専用紙、電子カルテ上にその様子・心身の状態・やむを得なかった理由などを記録します。
- ③患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ④やむを得ないと抑制に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら患者の入院生活をしていただける様に努めます。

5. 鎮静を目的とした薬物の適正使用

薬剤による行動制限は身体的拘束等（4点柵含む）に該当するため、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。

- 1) 不眠時や不穏時の薬剤指示については、医師・看護師、必要時には薬剤師と協議し、対応する。
- 2) 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師・看護師等で協議を行い患者に不利益が生じない量を使用する。また、薬剤の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤使用を検討する。

6. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

身体拘束最小化に関する指針	文書番号	規約－抑制－002
	承認日	260521

- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

7. 身体拘束最小化・改善のための教育・研修

身体拘束最小化として人権を尊重し職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束最小化・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施